

平成26年6月5日

株 主 各 位

富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

取締役会長 永原 功

## 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下のいずれかの方法により、平成26年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### 〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」を必ずご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とし、インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山市牛島町15番1号  
北電ビル 2階大ホール

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第90期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第90期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

##### <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

##### <株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

- 第4号議案 定款一部変更の件（1）
- 第5号議案 定款一部変更の件（2）
- 第6号議案 定款一部変更の件（3）
- 第7号議案 定款一部変更の件（4）
- 第8号議案 定款一部変更の件（5）

上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

以 上

（添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ホームページ（<http://www.rikuden.co.jp/>）に掲載してお知らせいたします。）

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話を用いて、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成26年6月25日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
4. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

### 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer 5.01 SP2以上を使用できること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）  
※Internet ExplorerはMicrosoft Corporationの登録商標です。

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート  
(専用ダイヤル) ☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

# 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

## I 企業集団の事業の概況

### 1 事業の経過および成果

当期の我が国経済は、円高是正による輸出の増加や内需の拡大を背景として、生産や雇用情勢に改善傾向がみられるなど、緩やかな回復が続きました。期の全体を通して住宅投資が増加したほか、期の後半には、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の影響もあり、個人消費が増加傾向となりました。北陸地域においても同様の状況で推移いたしました。

このような経済情勢のもと、当年度の連結収支につきましては、売上高(営業収益)は、電気事業において販売電力量はほぼ前年度なみだったものの、再生可能エネルギー発電促進賦課金や交付金の増加などから前年度に比べ171億円増の5,096億円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は177億円増の5,133億円となりました。

また、経常利益は、電気事業において豊水による水力発電量の増加はあったものの、石炭火力発電所の定期点検日数が前年に比べ多かったことにより、石油火力の発電量が増加し、燃料費が増加した一方で、設備関連費の減少に加え、経費全般にわたる効率化に努めたことなどから、前年度に比べ81億円増の98億円となりました。これに、渴水準備金を引き当て、法人税等を計上した結果、当期純利益は前年度に比べ24億円増の25億円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

#### [電気事業]

当年度の販売電力量につきましては、電灯は、冬季の気温が前年を上回ったことなどによる冷暖房需要の減少などから、前年度を下回りました。業務用は、ほぼ前年度なみとなりました。産業用その他は、大口電力で機械などが増加したことなどから、前年度を上回りました。

この結果、販売電力量は280億78百万キロワット時（うち特定規模需要183億32百万キロワット時）となり、ほぼ前年度なみとなりました。

供給力につきましては、志賀原子力発電所1・2号機が引き続き運転できなかったことから、厳しい状況となりました。

このため、お客さまに夏季および冬季の節電にご協力いただくとともに、水力・火力発電所の補修時期を調整するなど供給面での諸対策を講じたことに加え、出水率が104.9%と平年を上回った結果、供給を維持することができました。

収支につきましては、売上高は、販売電力量はほぼ前年度なみだったものの、再生可能エネルギー発電促進賦課金や交付金の増加などから、前年度に比べ161億円増の4,939億円となりました。

また、営業利益は、豊水による水力発電量の増加はあったものの、石炭火力発電所の定期点検日数が前年に比べ多かったことにより、石油火力の発電量が増加し、燃料費が増加した一方で、設備関連費の減少に加え、経費全般にわたる効率化に努めたことなどから、前年度に比べ81億円増の156億円となりました。

### [その他の事業]

売上高は、請負工事等の受注の減少などから、前年度に比べ11億円減の476億円、営業費用は、前年度に比べ10億円減の434億円となりました。この結果、営業利益は前年度に比べ1億円減の41億円となりました。

#### 〈事業別の業績〉

	売上高		営業費用		営業利益	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
電気事業	4,939	161	4,782	80	156	81
その他の事業	476	△ 11	434	△ 10	41	△ 1
計	5,415	150	5,217	70	198	79
内部取引消去	△ 319	—	△ 319	—	0	—
連結	5,096	171	4,897	90	198	80

## 2 対処すべき課題

### (1) 対処すべき課題，経営の基本方針および経営戦略

国内の原子力発電所が全て停止しており，全国的に非常に厳しい需給状況が続いております。また，これに伴い燃料費が増加し，電力各社だけでなく，我が国にとって非常に大きな損失となっております。

一方，電力システム改革については，平成27年4月の電力広域的運営推進機関の業務開始が決まり，また，平成28年度には小売全面自由化が予定されております。

このような経営環境の中，北陸電力グループは，以下の経営方針のもと，まずは志賀原子力発電所の敷地内シーム等に関する審査に的確に対応するとともに，安全対策を着実に実施し，早期再稼働に向け全力を傾注してまいります。また，低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けするという社会的使命を果たすべく，電力需給の安定をはじめとする諸課題にもしっかりと対処してまいります。

加えて，電力システム改革への準備も着実に進め，コスト低減に努めるとともにサービスや業務品質などあらゆる点において競争力を高めていく所存です。

新たな競争環境に向け，これらの取組みを着実に進めることにより，北陸地域の更なる発展とともに歩む「皆さまから信頼され選択される北陸電力グループ」を目指してまいります。

#### 1. 電力の安定供給を守り抜く

供給安定性，経済性に優れ，発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないことから，ベースロード電源として今後も引き続き重要な役割を担う原子力の安全強化に徹底して取り組むとともに，敷地内シーム等に関する審査や新規制基準適合性審査に的確に対応し，早期再稼働を目指してまいります。

また，電力需給安定化に向けた需給両面の取組みや設備保守管理の確実な実施により，電力の安定供給を守るため，最大限努めてまいります。

#### 2. 更なる効率化に挑戦し，競争力を高めていく

安全最優先を前提とした更なる経営効率化に挑戦し，低廉な料金で電気

をお客さまにお届けし続けるとともに、小売全面自由化に向け、サービスや業務品質などあらゆる点において競争力を高めていきます。

また、卸電力取引所の活用や、社会のニーズに応えるグループ事業の展開により、収益拡大を図ってまいります。

### 3. 個人・組織の能力を最大限発揮する

安定供給や更なる効率化、電力システム改革に向けた課題等に確実に対処するため、個人・組織が能力を最大限発揮できる環境を整備してまいります。

また、グループの持続的成長に向け、業務品質向上や人材育成などにも引き続き注力いたします。

### 4. 地域社会から信頼いただく

グループ従業員一人ひとりが、あらゆる機会を通じ、原子力の安全対策をはじめとする当社グループの取組みについて、お客さまや地域の皆さまとの双方向対話活動を展開するとともに、地域との協働による活性化に取り組むことにより、地域社会から信頼いただけるよう努めてまいります。

## (2) 目標とする経営指標

原子力発電所の再稼働時期が見通せないなど、経営環境が不透明であることから、利益目標などの経営指標は設定しておりませんが、これまでの経営効率化の取組みを継続し更なるコスト低減に努めるとともに、電力の安定供給を守り抜くため、以下の経営指標を設定しております。

<良質で環境にやさしい電力の安定供給>

・お客さま一戸あたり停電回数：0.23回／年 程度

(経営効率化の主な取組み)

- ・競争発注の拡大継続による資材調達価格の低減
- ・火力発電所定期点検の工程・内容の見直し等による燃料費の低減
- ・人件費・諸経費の抑制
- ・供給余力を最大限活用した卸電力取引所への販売

### 3 設備投資の状況

#### (1) 当年度における設備投資額

区 分	投 資 額
電 気 事 業	618 億円
その他の事業	31
合 計	649

#### (2) 当年度における主な建設中の設備

設備別	名 称	概 要	運転開始予定年月
発 電	北 又 ダ ム 発 電 所	河川維持流量発電 出力 130キロワット	平成26年11月
発 電	片 貝 別 又 発 電 所	出力 4,400キロワット	平成28年度
変 電	敦 賀 火 力 発 電 所	連絡用変圧器 電圧 27万5千ボルト 容量 20万キロボルトアンペア (増設)	平成27年5月

### 4 資金調達の状況

#### (1) 社 債

発 行 額	償 還 額
700億円	400億円

(注) 発行額はすべて国内普通社債であります。

#### (2) 長期借入金

借 入 額	返 済 額
700億円	431億円

#### (3) 短期借入金

当年度における短期借入金の総借入額と総返済額を差し引きした結果、3億円の純増となりました。

## 5 財産および損益の状況の推移

区 分	平成22年度 (第87期)	平成23年度 (第88期)	平成24年度 (第89期)	平成25年度 (当期)(第90期)
売上高(億円) (営業収益)	4,941	4,951	4,924	5,096
経常利益(億円)	356	10	17	98
当期純利益(億円)	190	△52	0	25
1株当たり当期純利益	89円99銭	△25円32銭	0円47銭	12円05銭
総資産(億円)	13,811	13,859	13,959	14,401

## Ⅱ 企業集団および当社の概況 (平成26年3月31日現在)

### 1 企業集団の主要な事業内容

電気事業 (供給区域：富山県，石川県，福井県 (一部を除く)，岐阜県の一部)

### 2 企業集団の主要な事業所等

(1) 当社の主要な事業所および発電所

本店	(富山市)
地域共生本部	(金沢市)
原子力本部	(石川県志賀町)
支店	富山支店 (富山市)，石川支店 (金沢市)，福井支店 (福井市)
支社	高岡支社 (高岡市)，魚津支社 (魚津市)，七尾支社 (七尾市)， 小松支社 (小松市)，丹南支社 (越前市)，東京支社 (東京都港区)
営業所	供給区域内6か所
水力発電所 (出力8万 キロワット以上)	神通川第一発電所 (富山市)
	和田川第二発電所 (富山市)
	手取川第二発電所 (白山市)
	有峰第一発電所 (富山市)
	有峰第二発電所 (富山市)
火力発電所 (出力25万 キロワット以上)	富山火力発電所 (富山市)
	福井火力発電所 (坂井市)
	富山新港火力発電所 (射水市)
	敦賀火力発電所 (敦賀市)
	七尾大田火力発電所 (七尾市)
原子力発電所	志賀原子力発電所 (石川県志賀町)

(2) 子会社等の本店

<b>【連結子会社】</b>	
日本海発電株式会社	(富山市)
北陸発電工事株式会社	(富山市)
北電テクノサービス株式会社	(富山市)
日本海コンクリート工業株式会社	(富山市)
北陸通信ネットワーク株式会社	(金沢市)
北電産業株式会社	(富山市)
北電情報システムサービス株式会社	(富山市)
株式会社北陸電力リビングサービス	(富山市)
北電パートナーサービス株式会社	(富山市)
日本海環境サービス株式会社	(富山市)
北電技術コンサルタント株式会社	(富山市)
<b>【持分法適用関連会社】</b>	
北陸電気工事株式会社	(富山市)
株式会社ケーブルテレビ富山	(富山市)

3 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (前年度末比増減)
電 気 事 業	4,853名 ( 256名増加)
その他の事業	2,284名 ( 50名増加)
合 計	7,137名 ( 306名増加)

(注) 当年度から、期間を定めて雇用している契約社員を従業員対象に含めて記載しております。

#### 4 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
<b>【連結子会社】</b>	百万円	%	
日本海発電株式会社	7,350	100.0	電気の卸供給
北陸発電工事株式会社	95	100.0	火力・原子力発電設備に関する工事
北電テクノサービス株式会社	50	100.0	水力発電・変電設備の保守
日本海コンクリート工業株式会社	150	80.0	コンクリートボール・パイルの製造・販売
北陸通信ネットワーク株式会社	6,000	100.0	専用通信回線サービス, データ伝送回線サービス
北電産業株式会社	100	100.0	不動産の賃貸・管理, 人材派遣, リース
北電情報システムサービス株式会社	50	100.0	ソフトウェアの開発・保守
株式会社北陸電力リピングサービス	50	100.0	電気機器等の普及・補修
北電パートナーサービス株式会社	20	100.0	電力設備の保守, 電力関連施設の運営
日本海環境サービス株式会社	50	100.0	環境調査, 環境緑化
北電技術コンサルタント株式会社	50	100.0	土木・建築工事の調査・設計・監理
<b>【持分法適用関連会社】</b>			
北陸電気工事株式会社	3,328	28.3	電気工事
株式会社ケーブルテレビ富山	2,010	13.4	有線テレビ放送サービス

## 5 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	625 億円
株式会社みずほ銀行	606
株式会社日本政策投資銀行	495
株式会社北陸銀行	481
株式会社北國銀行	290
明治安田生命保険相互会社	265
第一生命保険株式会社	150
株式会社福井銀行	147
三井生命保険株式会社	130
株式会社富山第一銀行	120

## 6 当社の株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 4億株  
 (2) 発行済株式総数 2億1,033万3,694株  
 (3) 株主数 9万5,333名  
 (4) 大株主

株主名	持株数 および出資比率
富山県	11,270 千株 5.4 %
株式会社北陸銀行	7,700 3.7
北陸電力従業員持株会	6,991 3.3
日本生命保険相互会社	6,683 3.2
株式会社北國銀行	6,000 2.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,601 2.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,080 2.0
株式会社みずほ銀行	3,341 1.6
みずほ信託銀行株式会社 (退職給付信託 北陸銀行口)	2,665 1.3
株式会社富山第一銀行	2,590 1.2

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得、処分および保有

	取得または 処分の株 数	取得または 処分価額の総額
単元未満株式の買取り請求による取得	11,960株	16百万円
単元未満株式の買増し請求による処分	1,504	2
決算期における保有株式	1,509,515	—

(注) 上表における株式は全て普通株式であります。

## 7 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
永原 功	※取締役会長	北陸経済連合会会長 とやま医療健康システム株式会社取締役社長 株式会社カターレ富山取締役会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長
久和 進	※取締役社長	富山経済同友会代表幹事 黒部川電力株式会社取締役
堀 祐一	※取締役副社長	
三鍋 光昭	※取締役副社長	富山共同自家発電株式会社取締役社長
金井 豊	※取締役副社長 地域共生本部長 原子力本部長	
近谷 雅人	常務取締役 営業本部長	
赤丸 準一	常務取締役	
矢野 茂	常務取締役	

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
堀 田 正 之	常務取締役	
西 野 彰 純	常務取締役 原子力本部副本部長	
長谷川 俊 行	常務取締役	北電テクノサービス株式会社取締役社長
高 桑 幸 一	常勤監査役	
湊 見 隆 昌	常勤監査役	
犬 島 伸一郎	監 査 役	
深 山 彬	監 査 役	金沢商工会議所会頭 石川県公安委員長
川 田 達 男	監 査 役	セーレン株式会社取締役会長兼社長兼最高執行 責任者兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役社長 福井商工会議所会頭

- (注) 1 ※印は代表取締役であります。  
2 監査役 犬島伸一郎、同 深山 彬、同 川田達男は、社外監査役であります。  
3 当社は、監査役 深山 彬が会頭を務める金沢商工会議所の会館建設に対し、協力を負担しております。  
4 当期中における取締役の異動は次のとおりであります。

平成25年6月26日	取締役副社長 本林敏功、常務取締役 荒井行雄が退任
平成25年6月26日	西野彰純、長谷川俊行が取締役に就任
平成25年6月26日	常務取締役 金井 豊が取締役副社長に、取締役 西野彰純、同 長谷川俊行が常務取締役にそれぞれ就任

- 5 常勤監査役 湊見隆昌は、当社の経理部長を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役に対する報酬等

取締役 13名 383百万円

監査役 5名 70百万円（うち社外監査役 3名 17百万円）

(注) 1 上記には、第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。

2 当年度（平成25年度）に係る役員賞与については、支給しないことといたしました。

3 株主総会決議による報酬限度額

取締役 月額 42百万円

監査役 月額 8百万円

(3) 社外監査役に関する事項

①当年度における主な活動状況

氏名	取締役会出席状況（出席率）	監査役会出席状況（出席率）
犬島 伸一郎	93%	91%
深山 彬	93%	91%
川田 達男	100%	100%

上記出席状況のもと、各社外監査役は、取締役会および監査役会における議論の中で、企業経営者としての経験と識見等を活かして有益な発言をしております。

②他の株式会社の社外役員兼任状況

a. 犬島伸一郎氏は、トナミホールディングス株式会社およびコーセル株式会社の社外監査役を兼任しております。

b. 深山 彬氏は、澁谷工業株式会社の社外監査役を兼任しております。

c. 川田達男氏は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの社外監査役を兼任しております。

(注) 上記社外役員兼任先と当社との間には、開示すべき関係はありません。

### Ⅲ 会計監査人の状況

#### 1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

#### 2 当年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社および子会社が支払うべき報酬等の額の合計額  
53百万円
- (2) (1)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額の合計額  
42百万円

#### 3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である燃料価格変動のリスク回避取引の管理体制整備に係る助言業務についての対価を支払っております。

#### 4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行います。

### Ⅳ 業務の適正を確保するための体制

#### 「業務の適正を確保するための体制の整備」

当社は、電気事業者として、安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため、業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。

当社は、「隠さない風土」のもとで、この取組みを通じ業務品質の向上に努め、お客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役は、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
  - ・取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役は、取締役会議事録をはじめ、決裁文書等、取締役の職務執行に関する情報について、保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め、適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・取締役は、自然災害、原子力災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事

- 象に対し、これに迅速かつ確に対応するため、「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また、各部所は、取締役の指揮のもと、定期的に訓練・教育等を実施し、事象発生時の迅速な復旧、被害拡大防止等の対応に備える。
- ・取締役は、不確実性に伴う経営リスクについて、適宜把握・評価のうえ、取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに、必要に応じて、組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し、適切に対応する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会への付議事項を含む重要事項については、原則として週1回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等、効率的な業務運営に努める。
  - ・取締役は、指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに、情報システムの活用により、迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・社長を委員長とし、社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として、「行動規範」の周知徹底を図る等、コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに、コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用を図る。また、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社をあげて毅然として対応する。
  - ・取締役は、設備の保安活動にあたり、法令等の遵守が確実に実行されるための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
  - ・取締役は、財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
  - ・取締役は、社内規則の制定及び契約書の締結にあたり、法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
  - ・内部監査部門は、法令等の遵守状況、その他従業員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るため、定期的又は必要に応じて監査を実施し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、適切な対応を図る。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・取締役は、北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し、グループ各社は、その達成を目指し取り組む。
  - ・取締役は、「グループ会社運営規程」を定め、グループ各社の経営上の重要事項について、事前協議を受ける体制を整備するほか、グループ経営協議会等を通じ、相互の緊密な連携を図る。
  - ・北陸電力グループ各社は、当社に準じて、法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し、適切な運用を図る。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を置き、必要な人員を配置するとともに、その人事異動については監査役と事前協議を行う。
  - ・取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。また、取締役及び従業員は、職務執行の状況等について、監査役が報告を求めた場合は、これに応じる。
  - ・取締役は、監査役の常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧等、監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
  - ・取締役は、監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、内部監査部門は、監査役及びそのスタッフと緊密に連携し、監査役監査が効果的に行われるよう努める。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,160,354</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>892,347</b>
<b>電 気 事 業 固 定 資 産</b>	<b>863,665</b>	社 債	438,639
水 力 発 電 設 備	110,566	長 期 借 入 金	332,065
汽 力 発 電 設 備	112,859	退 職 給 付 に 係 る 負 債	28,908
原 子 力 発 電 設 備	192,552	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	14,069
送 電 設 備	169,014	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	5,646
変 電 設 備	87,892	資 産 除 去 債 務	54,024
配 電 設 備	150,873	そ の 他	18,993
業 務 設 備	32,916	<b>流 動 負 債</b>	<b>209,005</b>
その他の電気事業固定資産	6,990	1年以内に期限到来の固定負債	100,929
<b>その他の固定資産</b>	<b>28,029</b>	短 期 借 入 金	15,823
<b>固 定 資 産 仮 勘 定</b>	<b>34,954</b>	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	25,288
建設仮勘定及び除却仮勘定	34,954	未 払 税 金	7,799
<b>核 燃 料</b>	<b>99,844</b>	そ の 他	59,164
装 荷 核 燃 料	26,219	<b>引 当 金</b>	<b>13,985</b>
加 工 中 等 核 燃 料	73,625	渴 水 準 備 引 当 金	13,985
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>133,860</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,115,337</b>
長 期 投 資	62,467	<b>株 主 資 本</b>	<b>317,092</b>
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金	13,312	資 本 金	117,641
退 職 給 付 に 係 る 資 産	9,414	資 本 剩 余 金	33,993
繰 延 税 金 資 産	36,144	利 益 剩 余 金	168,754
そ の 他	12,578	自 己 株 式	△ 3,297
貸 倒 引 当 金(貸方)	△ 55	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>7,705</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>279,797</b>	その他有価証券評価差額金	6,627
現 金 及 び 預 金	184,664	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,078
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	42,697	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>16</b>
た な 卸 資 産	24,377	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>324,814</b>
繰 延 税 金 資 産	7,590		
そ の 他	20,634		
貸 倒 引 当 金(貸方)	△ 167		
<b>合 計</b>	<b>1,440,151</b>	<b>合 計</b>	<b>1,440,151</b>

# 連結損益計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	489,782	営業収益	509,638
電気事業営業費用	476,778	電気事業営業収益	493,298
その他事業営業費用	13,003	その他事業営業収益	16,339
営業利益	(19,855)		
営業外費用	13,692	営業外収益	3,733
支払利息	12,769	受取配当金	678
その他	923	受取利息	631
		持分法による投資利益	686
		その他	1,737
当期経常費用合計	503,474	当期経常収益合計	513,371
当期経常利益	9,896		
湯水準備金引当又は取崩し	4,088		
湯水準備金引当	4,088		
税金等調整前当期純利益	5,807		
法人税等	3,277		
法人税等	1,966		
法人税等調整額	1,310		
少数株主損益調整前当期純利益	2,530		
少数株主利益	14		
当期純利益	2,516		

# 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	退職給付に 係る調整 累計額	その 他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	117,641	33,993	176,681	△ 3,284	325,031	6,017	-	6,017	-	331,049
当連結会計年度変動額										
剰余金の配当			△10,441		△10,441					△10,441
当期純利益			2,516		2,516					2,516
自己株式の取得				△ 16	△ 16					△ 16
自己株式の処分			△ 1	3	2					2
株主資本以外の項目の 当該連結会計年度変動額 (純額)						610	1,078	1,688	16	1,705
当連結会計年度変動額合計	-	-	△ 7,926	△ 13	△ 7,939	610	1,078	1,688	16	△ 6,234
当連結会計年度末残高	117,641	33,993	168,754	△ 3,297	317,092	6,627	1,078	7,705	16	324,814

# 連結注記表

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

## 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 11社

② 連結子会社の名称

日本海発電株式会社、北陸発電工事株式会社、北電テクノサービス株式会社、日本海コンクリート工業株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北電産業株式会社、北電情報システムサービス株式会社、株式会社北陸電力リビングサービス、北電パートナーサービス株式会社、日本海環境サービス株式会社、北電技術コンサルタント株式会社

③ 連結の範囲から除外した子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、北陸電気商事株式会社、株式会社プリテック、株式会社ジェスコ

連結の範囲から除外した子会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

### (2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の数 2社

② 持分法適用関連会社の名称

北陸電気工事株式会社、株式会社ケーブルテレビ富山

③ 持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、北陸電気商事株式会社、株式会社プリテック、株式会社ジェスコ

④ 持分法を適用しない関連会社の名称

黒部川電力株式会社、富山共同自家発電株式会社、日本海建興株式会社、北陸計器工業株式会社、北陸エナジス株式会社、北陸電機製造株式会社、北陸エルネス株式会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、これらを持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

### (3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法  
有形固定資産は主として定率法によっている。  
なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 使用済燃料再処理等引当金

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用（以下、「再処理等費」という。）に充てるため、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号。以下、「再処理等積立金法」という。）により経済産業大臣へ届け出た再処理等費の見積額に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち再処理を行う具体的な計画を有するものとして経済産業大臣へ届け出た使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額（割引率1.5%）を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した使用済燃料に対応する再処理等費のうち、従来は見積りができなかった再処理施設の廃止措置費用の計上など、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）12,653百万円については、平成17年度から15年間にわたり毎連結会計年度均等額を計上していたが、平成20年度に再処理等積立金法の改正により再処理等費の見積額が減少したため、見直し後の引当金計上基準変更時差異未計上残高9,752百万円について、平成20年度から12年間にわたり毎連結会計年度均等の812百万円を計上している。当連結会計年度末における引当金計上基準変更時差異未計上残高は4,876百万円である。

また、再処理等費に係る見積差異は、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌連結会計年度から具体的な再処理計画のある使用済燃料が発生する期間にわたり計上することとしている。当連結会計年度末における未認識の見積差異は、1,977百万円となっている。

(ロ) 使用済燃料再処理等準備引当金

原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、使用済燃料単位当たりの再処理等費用の現価相当額（割引率4.0%）に、対象となる使用済燃料発生数量を乗じる方法により計上している。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生する翌連結会計年度から費用処理することとしている。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第

67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産又は退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産又は退職給付に係る負債に計上した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減している。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が3,036百万円、退職給付に係る負債が1,480百万円計上されている。また、その他の包括利益累計額が1,078百万円増加している。

(ロ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて原子力発電施設解体費として計上する方法によっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第52号)が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたことに伴い、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法に変更している。この変更は有形固定資産等の費用配分方法の変更であり、会計上の見積りの変更と区別することが困難なため、遡及適用は行わない。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、当期経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,800百万円減少している。また、原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ13,793百万円減少している。

(ハ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

(当 社)

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。	
社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	508,675百万円
株式会社日本政策投資銀行からの借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	45,835百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任した社債	72,170百万円

(連結子会社)

担保資産

電気事業固定資産	8,368百万円
その他の固定資産	6,580百万円

担保付債務

長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	3,494百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,442,080百万円
(3) 保証債務等	
① 以下の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	37,212百万円
日本原子力発電株式会社	17,492百万円
株式会社パワー・アンド・IT	1,300百万円
従業員の住宅及び厚生資金借入	14,346百万円
合 計	70,351百万円
② 以下の会社が発行する社債に対する保証債務	
日本原燃株式会社	1,414百万円
③ 社債の債務履行引受契約に係わる偶発債務	
以下は、金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任したものである。	
北陸電力第245回国内普通社債	29,670百万円
北陸電力第248回国内普通社債	22,500百万円
北陸電力第250回国内普通社債	20,000百万円
合 計	72,170百万円
契約先別の偶発債務残高は以下のとおりである。	
株式会社みずほ銀行	62,170百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000百万円
(4) 渴水準備引当金は、電気事業法第36条に基づく引当金である。	

3 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
    普通株式 210,333,694株
- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,220	25	平成25年3月31日	平成25年6月27日
平成25年10月30日 取締役会	普通株式	5,220	25	平成25年9月30日	平成25年11月29日
計		10,441			

- (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 5,220百万円   |
| ② 1株当たり配当額 | 25円        |
| ③ 基準日      | 平成26年3月31日 |
| ④ 効力発生日    | 平成26年6月27日 |

なお、配当原資については利益剰余金を予定している。

#### 4 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業の運営上必要な資金を、社債発行及び金融機関からの借入れ等により調達している。

長期投資（その他有価証券）は、主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務及び事業状況等を確認している。

使用済燃料再処理等積立金は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号）に基づき拠出した金銭であり、経済産業大臣より通知された金額を、同法で指定された資金管理法人に積み立てている。

受取手形及び売掛金は、主に電灯料及び電力料であり、電気供給約款等に基づき、お客さまごとに期日及び残高管理を行っている。

有利子負債の殆どは、中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。

デリバティブ取引は、為替相場等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で行っており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とした取引は行っていない。取引にあたっては、社内規程に基づき、信用度の高い金融機関を相手方として、通常業務から発生する債権債務を対象に、執行箇所及び管理箇所を定め、代表取締役の承認を受けて行っている。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていない（（注）2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
資産			
① 長期投資（その他有価証券）	15,739	15,739	－
② 使用済燃料再処理等積立金	13,312	13,312	－
③ 現金及び預金	184,664	184,664	－
④ 受取手形及び売掛金	42,697	42,697	－
負債			
⑤ 社債 (※)	508,639	526,931	18,291
⑥ 長期借入金 (※)	358,856	373,960	15,103
⑦ 短期借入金	15,823	15,823	－
⑧ 支払手形及び買掛金	25,288	25,288	－

（※）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれている。

##### (注) 1 金融商品の時価の算定方法

###### ① 長期投資（その他有価証券）

時価は、取引所の価格によっている。

###### ② 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号）に基づき拠出した金銭であり、取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要がある。帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

- ③ 現金及び預金、ならびに ④ 受取手形及び売掛金  
 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- ⑤ 社債  
 時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき、市場価格のない社債は、元利金の合計額を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。
- ⑥ 長期借入金  
 時価は、元利金の合計額を新規に同様の調達を実施した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。
- ⑦ 短期借入金、ならびに ⑧ 支払手形及び買掛金  
 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注) 2 非上場株式及び出資証券等(連結貸借対照表計上額41,614百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「④長期投資(その他有価証券)」には含まれていない。

## 5 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,555円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 12円05銭    |

## 6 その他の注記

- (1) 連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準じて作成している。
- (2) 原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更  
 平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第52号)(以下、「改正省令」という。)が施行され、「電気事業会計規則」が改正されたことに伴い、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産を含めて整理することとなった。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。  
 なお、この変更に伴う影響はない。
- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
 平成26年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度より復興特別法人税が課されないこととなった。  
 これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債は、一時差異等の解消が見込まれる連結会計年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。  
 この結果、繰延税金資産の純額が836百万円減少し、退職給付に係る調整累計額が5百万円、法人税等調整額(借方)が841百万円それぞれ増加している。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,136,021</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>880,775</b>
<b>電 気 事 業 固 定 資 産</b>	<b>856,911</b>	社 債	438,639
水 力 発 電 設 備	102,408	長 期 借 入 金	328,542
汽 力 発 電 設 備	113,204	関 係 会 社 長 期 債 務	125
原 子 力 発 電 設 備	192,973	退 職 給 付 引 当 金	21,364
内 燃 力 発 電 設 備	45	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	14,069
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	3,056	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	5,646
送 電 設 備	169,864	資 産 除 去 債 務	54,024
変 電 設 備	88,177	雑 固 定 負 債	18,362
配 電 設 備	154,100	<b>流 動 負 債</b>	<b>212,591</b>
業 務 設 備	33,022	1年以内に期限到来の固定負債	100,115
貸 付 設 備	57	短 期 借 入 金	15,000
<b>附 帯 事 業 固 定 資 産</b>	<b>2,983</b>	買 掛 金	21,842
<b>事 業 外 固 定 資 産</b>	<b>2,348</b>	未 払 金	12,284
<b>固 定 資 産 仮 勘 定</b>	<b>34,330</b>	未 払 費 用	39,803
建 設 仮 勘 定	34,258	未 払 税 金	6,420
除 却 仮 勘 定	71	預 り 金	314
<b>核 燃 料</b>	<b>99,844</b>	関 係 会 社 短 期 債 務	15,972
装 荷 核 燃 料	26,219	諸 前 受 金	834
加 工 中 等 核 燃 料	73,625	雑 流 動 負 債	2
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>139,603</b>	<b>引 当 金</b>	<b>13,985</b>
長 期 投 資	62,052	渴 水 準 備 引 当 金	13,985
関 係 会 社 長 期 投 資	23,546	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,107,352</b>
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金	13,312		
長 期 前 払 費 用	1,780	<b>株 主 資 本</b>	<b>294,008</b>
前 払 年 金 費 用	6,377	資 本 金	117,641
繰 延 税 金 資 産	32,560	資 本 剰 余 金	33,993
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 26	資 本 準 備 金	33,993
<b>流 動 資 産</b>	<b>271,903</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>145,671</b>
現 金 及 び 預 金	182,208	利 益 準 備 金	28,386
売 掛 金	40,601	そ の 他 利 益 剰 余 金	117,284
諸 未 収 入 金	1,755	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	11
貯 蔵 品	23,254	別 途 積 立 金	70,000
前 払 費 用	4,025	繰 越 利 益 剰 余 金	47,273
関 係 会 社 短 期 債 権	949	<b>自 己 株 式</b>	△ 3,297
繰 延 税 金 資 産	6,755	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>6,564</b>
雑 流 動 資 産	12,517	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,564
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 164	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>300,572</b>
<b>合 計</b>	<b>1,407,925</b>	<b>合 計</b>	<b>1,407,925</b>

# 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>営 業 費 用</b>	<b>479,985</b>	<b>営 業 収 益</b>	<b>495,689</b>
<b>電 気 事 業 営 業 費 用</b>	<b>479,019</b>	<b>電 気 事 業 営 業 収 益</b>	<b>493,943</b>
水 力 発 電 費	21,810	電 灯 料	162,829
汽 力 発 電 費	203,634	電 力 料	275,193
原 子 力 発 電 費	47,780	地 帯 間 販 売 電 力 料	32,209
内 燃 力 発 電 費	71	他 社 販 売 電 力 料	9,778
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費	447	託 送 収 益	1,043
地 帯 間 購 入 電 力 料	2,529	事 業 者 間 精 算 収 益	28
他 社 購 入 電 力 料	51,818	再 エ ネ 特 措 法 交 付 金	8,718
送 電 費	27,117	電 気 事 業 雑 収 益	4,135
変 電 費	17,975	貸 付 設 備 収 益	7
配 電 費	38,827		
販 売 費	14,200		
貸 付 設 備 費	4		
一 般 管 理 費	28,118		
再 エ ネ 特 措 法 納 付 金	8,516		
電 源 開 発 促 進 税	10,547		
事 業 税	5,618		
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)	△ 0		
<b>附 帯 事 業 営 業 費 用</b>	<b>966</b>	<b>附 帯 事 業 営 業 収 益</b>	<b>1,746</b>
熱 供 給 受 託 事 業 営 業 費 用	366	熱 供 給 受 託 事 業 営 業 収 益	720
設 備 貸 付 事 業 営 業 費 用	593	設 備 貸 付 事 業 営 業 収 益	1,012
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用	6	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益	12
<b>営 業 利 益</b>	<b>(15,703)</b>		
<b>営 業 外 費 用</b>	<b>13,458</b>	<b>営 業 外 収 益</b>	<b>5,102</b>
<b>財 務 費 用</b>	<b>12,881</b>	<b>財 務 収 益</b>	<b>3,564</b>
支 払 利 息	12,654	受 取 配 当 金	2,937
社 債 発 行 費	227	受 取 利 息	626
<b>事 業 外 費 用</b>	<b>576</b>	<b>事 業 外 収 益</b>	<b>1,537</b>
固 定 資 産 売 却 損	83	固 定 資 産 売 却 益	10
雑 損 失	493	雑 収 益	1,527
<b>当 期 経 常 費 用 合 計</b>	<b>493,443</b>	<b>当 期 経 常 収 益 合 計</b>	<b>500,791</b>
<b>当 期 経 常 利 益</b>	<b>7,347</b>		
<b>渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し</b>	<b>4,088</b>		
渴 水 準 備 金 引 当	4,088		
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>3,259</b>		
<b>法 人 税 等</b>	<b>1,636</b>		
法 人 税 等	116		
過 年 度 法 人 税 等	165		
法 人 税 等 調 整 額	1,354		
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>1,622</b>		

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・ 換算差額等	純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計			その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金							
				海外投資等 損失準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金					
当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	7	80,000	46,097	△ 3,284	302,842	5,986	308,828	
当事業年度変動額											
海外投資等損失準備金 の積立				3		△ 3		-		-	
別途積立金の取崩					△10,000	10,000		-		-	
剰余金の配当						△10,441		△10,441		△10,441	
当期純利益						1,622		1,622		1,622	
自己株式の取得							△ 16	△ 16		△ 16	
自己株式の処分						△ 1	3	2		2	
株主資本以外の項目 の当該事業年度変動額 (純額)									577	577	
当事業年度変動額合計	-	-	-	3	△10,000	1,176	△ 13	△ 8,833	577	△ 8,256	
当事業年度末残高	117,641	33,993	28,386	11	70,000	47,273	△ 3,297	294,008	6,564	300,572	

# 個別注記表

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

## 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

##### (イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (ロ) その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ たな卸資産

石炭、燃料油、バイオマス燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当社の確定給付企業年金制度については、当期末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を上回っているため、前払年金費用として計上している。

##### (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

##### (ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理している。

#### ② 使用済燃料再処理等引当金

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用（以下、「再処理等費」という。）に充てるため、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号。以下、「再処理等積立金法」という。）により経済産業大臣へ届け出た再処理等費の見積額に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち再処理を行う具体的な計画を有するものとして経済産業大臣へ届け出た使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額（割引率1.5%）を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した使用済燃料に対応する再処理等費のうち、従来は見積りができなかった再処理施設の廃止措置費用の計上など、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）12,653百万円については、平成17年度から15年間にわたり毎期均等額を計上していたが、平成20年度に再処理等積立金法の改正により再処理等費の見積額が減少したため、見直し後の引当金計上基準変更時差異未計上残高9,752百万円について、平成20年度から12年間にわたり毎期均等の812百万円を計上している。当期末における引当金計上基準変更時差異未計上残高は4,876百万円である。

また、再処理等費に係る見積差異は、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌期から具体的な再処理計画のある使用済燃料が発生する期間にわたり計上することとしている。当期末における未認識の見積差異は、1,977百万円となっている。

③ 使用済燃料再処理等準備引当金

原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、使用済燃料単位当たりの再処理等費用の現価相当額（割引率4.0%）に、対象となる使用済燃料発生数量を乗じる方法により計上している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

② 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて原子力発電施設解体費として計上する方法によっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成25年経済産業省令第52号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたことに伴い、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法に変更している。この変更は有形固定資産等の費用配分方法の変更であり、会計上の見積りの変更と区別することが困難なため、遡及適用は行わない。

これにより、従来の方法に比べて、当期の営業利益、当期経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,800百万円減少している。また、原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ13,793百万円減少している。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 508,675百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）

45,835百万円

	金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される 債務履行引受契約により債務履行を委任した社債	72,170百万円
(2)	有形固定資産の減価償却累計額	2,378,270百万円
(3)	保証債務等	
①	以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
	日本原燃株式会社	37,212百万円
	日本原子力発電株式会社	17,492百万円
	株式会社パワー・アンド・IT	1,300百万円
	日本海発電株式会社	462百万円
	合 計	56,467百万円
②	以下の会社が発行する社債に対する保証債務	
	日本原燃株式会社	1,414百万円
③	社債の債務履行引受契約に係わる偶発債務	
	以下は、金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任したものである。	
	第245回国内普通社債	29,670百万円
	第248回国内普通社債	22,500百万円
	第250回国内普通社債	20,000百万円
	合 計	72,170百万円
	契約先別の偶発債務残高は以下のとおりである。	
	株式会社みずほ銀行	62,170百万円
	株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000百万円
(4)	関係会社に対する金銭債権債務	
	長期金銭債権	808百万円
	短期金銭債権	949百万円
	長期金銭債務	125百万円
	短期金銭債務	16,323百万円
(5)	損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額	
	熱供給受託事業 専用固定資産	1,202百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	1百万円
	合 計	1,203百万円
	設備貸付事業 専用固定資産	1,770百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	0百万円
	合 計	1,771百万円
(6)	渴水準備引当金は、電気事業法第36条に基づく引当金である。	
3	損益計算書に関する注記	
(1)	関係会社との営業取引による取引高	
	費用	41,504百万円
	収益	748百万円
(2)	関係会社との営業取引以外の取引高	331百万円
4	株主資本等変動計算書に関する注記	
	当期末における自己株式の種類及び総数	
	普通株式	1,509,515株

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費損金算入限度超過額	11,943百万円
資産除去債務	9,614百万円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用	4,890百万円
退職給付引当金	4,604百万円
渴水準備引当金	4,296百万円
法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	2,629百万円
使用済燃料再処理等引当金及び使用済燃料再処理等準備引当金	2,205百万円
未払事業税	891百万円
その他	14,787百万円
繰延税金資産小計	55,862百万円
評価性引当額	△ 5,902百万円
繰延税金資産合計	49,959百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 7,753百万円
その他有価証券評価差額金	△ 2,885百万円
その他	△ 4百万円
繰延税金負債合計	△10,644百万円
繰延税金資産の純額	39,315百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成26年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度より復興特別法人税が課されないこととなった。

これに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債は、一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産の純額が777百万円減少し、法人税等調整額(借方)が同額増加している。

6 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、汽力発電設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

7 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,439円36銭
(2) 1株当たり当期純利益	7円77銭

8 その他の注記

(1) 「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第59号)により、電気事業会計規則が改正されたため、当期の計算書類は、改正後の電気事業会計規則に基づいて作成している。

(2) 原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更

平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第52号)(以下、「改正省令」という。)が施行され、「電気事業会計規則」が改正されたことに伴い、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産を含めて整理することとなった。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

なお、この変更に伴う影響はない。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

北陸電力株式会社

取締役会長 永原 功 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西川 正房 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安田 康宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電力株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 5月 9日

北陸電力株式会社

取締役会長 永原 功 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西川 正房 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安田 康宏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電力株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店、支社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、志賀原子力発電所の安全対策の実施状況等を確認しておりますが、今後ともその取組状況を注視してまいります。

平成26年5月16日

北陸電力株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	高 桑 幸 一	㊞
常 勤 監 査 役	湊 見 隆 昌	㊞
監査役(社外監査役)	犬 島 伸一郎	㊞
監査役(社外監査役)	深 山 彬	㊞
監査役(社外監査役)	川 田 達 男	㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分にあたりましては、安定配当を継続し、株主の皆さまにお応えしていくとともに、経営基盤の安定・強化に資するため、内部留保の充実を図っていくことを基本方針としております。

事業報告でご報告いたしましたとおり、依然として厳しい経営環境が続いておりますが、上記方針に基づき、期末における配当金につきましては、昨年11月にお支払いいたしました中間配当金と同様に、1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

#### 第90期 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株あたりの期末配当金	25円
期末配当金総額	5,220,604,475円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年6月27日

## 第2号議案 取締役11名選任の件

現任取締役11名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

(五十音順、※印は新任候補者)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	あか まる じゅん いち 赤 丸 準 一 (昭和30年4月24日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員経営企画部部长 平成23年6月 当社執行役員火力部担任 平成24年6月 当社常務取締役(現在に至る)	11,000株
2	※ お じま し ろう 尾 島 志 朗 (昭和32年6月15日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年6月 当社支配人営業本部 営業部長 平成24年6月 当社執行役員営業本部 営業部長(現在に至る)	4,500株
3	かな い かつか 金 井 豊 (昭和29年10月19日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社取締役副社長(現在に至る) 当社地域共生本部長 原子力本部長委嘱 (現在に至る)	13,055株
4	きゅう わ すすむ 久 和 進 (昭和24年6月22日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社取締役副社長 平成22年4月 当社取締役社長(現在に至る) <重要な兼職の状況> 富山経済同友会代表幹事 黒部川電力株式会社取締役	53,104株
5	なが ほら いさお 永 原 功 (昭和23年6月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社取締役副社長 平成17年6月 当社取締役社長 平成22年4月 当社取締役会長(現在に至る) <重要な兼職の状況> 北陸経済連合会会長 とやま医療健康システム株式会社取締役社長 株式会社カターレ富山取締役会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長	65,756株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	にし の あき ずみ 西野 彰 純 (昭和30年4月28日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員原子力本部 志賀原子力発電所長 平成25年6月 当社常務取締役 (現在に至る) 当社原子力本部副本部長委嘱 (現在に至る)	8,300株
7	はせ がわ とし ゆき 長谷川 俊 行 (昭和31年5月29日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年6月 当社支配人電力流通部長 平成23年6月 当社執行役員経営企画部部长 平成23年6月 北電テクノサービス株式会社取締役社長 (現在に至る) 平成25年6月 当社常務取締役 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 北電テクノサービス株式会社取締役社長	9,500株
8	ほり ゆう いち 堀 祐 一 (昭和27年6月16日生)	昭和51年4月 当社入社 平成19年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社取締役副社長 (現在に至る)	21,679株
9	ほり た まさ ゆき 堀田 正 之 (昭和30年4月13日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年7月 当社支配人人事労務部長 平成23年6月 当社執行役員石川支店長 平成24年6月 当社常務取締役 (現在に至る)	10,418株
10	み なべ みつ あき 三 鍋 光 昭 (昭和28年9月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成21年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社取締役副社長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 富山共同自家発電株式会社取締役社長	27,500株
11	や の しげ 矢野 茂 (昭和32年8月29日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員経営企画部長 平成24年6月 当社常務取締役 (現在に至る)	13,312株

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 犬島伸一郎氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠のため監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

(※印は新任候補者)

氏名 (生年月日)	略歴, 地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※ 高木 繁雄 (昭和23年4月2日生)	昭和46年4月 株式会社北陸銀行入行 平成10年6月 同行取締役 平成14年6月 同行取締役頭取 平成14年7月 社団法人富山県銀行協会（現一般社団法人富山県銀行協会）会長 平成15年9月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ（現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ）取締役社長 平成21年4月 富山経済同友会代表幹事 平成25年6月 株式会社北陸銀行特別顧問（現在に至る） 平成25年11月 富山商工会議所会頭（現在に至る） <重要な兼職の状況> 富山商工会議所会頭 富山県公安委員長 日医工株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジー株式会社社外監査役	0株

- (注) 1 高木繁雄氏は、社外監査役候補者であります。
- 2 候補者 高木繁雄氏は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ取締役社長および株式会社北陸銀行取締役頭取を経験されるなど、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かして、客観的な立場から監査をして頂くため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- 3 候補者 高木繁雄氏が株式会社北陸銀行取締役頭取として在任中、同行におきましては、平成24年12月7日に北陸財務局より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。内容は、デリバティブを始めとする金融商品の販売等に係る業務運営の適切性を確保するため、経営管理態勢、内部管理態勢および法令等遵守態勢の充実・強化を図ることでした。同氏は同行取締役頭取として日頃からコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置づけ、不正行為防止のための方策を役職員に徹底するよう指示しておりましたが、その指示が全員に徹底されていなかったものです。当該不祥事発生後は、全行的な法令等遵守意識の向上と相互牽制機能の充実・強化等の再発防止策を講じて、内部監査態勢の強化および役職員の教育の充実等について指示するなど、その職責を果たしております。

## <株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

第4号議案から第8号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（48名）の議決権の数は、332個であります。

### 第4号議案 定款一部変更の件（1）

#### ○議案内容

第2条（目的）を以下のとおり改める。

##### 《現行定款》

（目的）

第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。

（1）電気事業

##### 《定款変更案》

（目的）

第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。

（1）電気事業。ただし原子力発電は行わず、再生可能エネルギー等による小規模分散型発電のネットワーク構築を目指す。

（下波線部分は新設部分を示している。）

#### ○提案理由

福島原発事故で東京電力が経営破綻状態に陥った事実をみれば、原子力のリスクの高さは明らかである。大事故の損害賠償や事故処理費用を考慮すれば、原子力発電のコストは算定不能なほど高くなる。原発は停止中でも安全確保のため維持管理費や安全対策費は欠かせない。そこで手を抜けば事故のリスクが高くなる。原発は動かせば危険、止めても安全ではない、いずれにしても金がかかる不良債権（不良資産）なのである。

一方、「原発ゼロ」状態が続いている間に、自治体等による新電力の導入が進み、再生可能エネルギーによる「ご当地発電所」も各地で始動し、消費者の電力会社離れが始まっている。小規模分散型発電は災害時にも素早い対応・復旧が可能なので、早急にネットワーク構築に取り組むことで、真に「地域と共生する電力会社」の実現を目指すべきである。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

今後、新興国を中心としたエネルギー需要の増加やそれに伴うエネルギー価格の上昇が見込まれるとともに、地球温暖化問題への対応が必要となる中、エネルギー資源に乏しい我が国では、安全確保を大前提に、原子力を活用していくべきと考えております。本年4月に閣議決定された国のエネルギー基本計画においても、原子力は「重要なベースロード電源」と明記されております。

当社においては、志賀原子力発電所の停止が長期化し、電力需給は大変厳しい状況にあり、また燃料費の大幅な増加により収支状況が悪化しております。

このような状況を踏まえると、供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しない志賀原子力発電所は、徹底した安全強化を行った上で、今後も引き続き活用していくことが不可欠であります。

なお、再生可能エネルギーは着実に推進してまいります。現状では導入可能量や経済性などの面で課題があり基幹電源と位置づけることは困難と考えております。

## 第5号議案 定款一部変更の件（2）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第7章 志賀原子力発電所の廃炉本部の設置

第44条 志賀原子力発電所は再稼働せず、より安全に廃炉にするため廃炉本部を設置する。

（目的）

第45条 廃炉本部は以下のことを目的とする。

- (1) すでに発生している使用済み核燃料を、大規模地震・津波などの自然災害や想定外の電源喪失の際にも安全に保管する方法の研究・開発、およびその実施。
- (2) 環境への放射能汚染や作業員の被曝を最小限にする、より安全な廃炉方法の研究・開発、およびその実施。
- (3) 廃炉作業の過程で生じる膨大な放射性廃棄物を自社内で確実に管理する方法の研究・開発、およびその実施。
- (4) 廃炉作業に携わる全作業員の生涯にわたる健康管理。
- (5) その他、原子力発電所の廃炉にともなって生じる諸問題への対処。

## ○提案理由

福島原発事故で、原発の“安全神話”は完全に崩壊した。事故から3年以上になるが、放射能の漏洩は止まらず、事故収束の目途はいまだに立たない。現場では高線量の被曝が避けられず、熟練作業員の不足による事故が多発している。

志賀原発は敷地の近傍に富来南岸断層、福浦断層などの活断層があり、さらに敷地内にも原子炉建屋直下にも断層があり、「なぜ設置が許可されたのか」と問題視されて再調査せざるを得ない事態になった。「活動性なし」と判定された断層で地震が発生し被害が発生した実例がある以上、志賀原発は再稼働すべきではない。

廃炉にするためには、廃炉費用の積立不足により特別損失を計上する必要があるが、廃炉を先延ばしして再稼働を強行すれば、事故のリスクがある上に危険な使用済核燃料が増えていく。大事故を起こしていない今のうちに廃炉にする方が、得策である。

## ○取締役会の意見

**取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。**

今後、新興国を中心としたエネルギー需要の増加やそれに伴うエネルギー価格の上昇が見込まれるとともに、地球温暖化問題への対応が必要となる中、エネルギー資源に乏しい我が国では、安全確保を大前提に、原子力を活用していくべきと考えております。本年4月に閣議決定された国のエネルギー基本計画においても、原子力は「重要なベースロード電源」と明記されております。

当社においては、志賀原子力発電所の停止が長期化し、電力需給は大変厳しい状況にあり、また燃料費の大幅な増加により収支状況が悪化しております。

このような状況を踏まえると、供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しない志賀原子力発電所は、引き続き活用していくことが不可欠であると考えており、今後も、安全強化に徹底して取り組むとともに、敷地内シーム等に関する審査や新規基準適合性審査に的確に対応し、早期再稼働を目指してまいります。

## 第6号議案 定款一部変更の件（3）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第8章 再処理の禁止

第46条 本会社は使用済み核燃料の再処理をしない。

### ○提案理由

青森県六ヶ所村の使用済核燃料再処理施設は1993年に建設を開始したが、トラブル続きで竣工のめどが立たないまま、老朽化が始まっている。当初計画で7600億円だった建設費は2兆2千億円で膨らみ、再処理施設を運営する日本原燃は2010年秋以降、有価証券報告書の公表を止めており、会計処理が不透明になっている。再処理は、通常の企業であれば当然見直されている事業であることが明らかである。

さらに再処理工場は通常運転時でも「原発1年間分の放射能を1日で出す」と言われるほど膨大な量の放射能を扱う施設であるのに、近傍には長さ100km級の大活断層の存在が指摘されており、敷地直下にも活断層があるという非常に危険な場所に立地している。

当社としては再処理から撤退を決断し、日本原燃に対して債務保証、前受金、出資などの資金拠出を打ち切るべきである。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

今後、新興国を中心としたエネルギー需要の増加やそれに伴うエネルギー価格の上昇が見込まれるとともに、地球温暖化問題への対応が必要となる中、エネルギー資源に乏しい我が国では、安全確保を大前提に、原子力を活用していくべきと考えております。

原子力発電に伴い発生する使用済燃料の再処理は、ウラン資源の有効利用と高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減につながり、エネルギー資源に乏しい我が国にとって重要な取組みであると考えております。

また、本年4月に閣議決定された国のエネルギー基本計画においても、原子力は「重要なベースロード電源」と位置づけられるとともに、使用済燃料の処分に関する課題を解決し、将来世代のリスクや負担を軽減するために「再処理やプルサーマル等を推進する」ことが明記されており、当社は、国の基本方針に従い使用済燃料の再処理を実施していくことが重要と考えております。

## 第7号議案 定款一部変更の件（4）

### ○議案内容

第20条（員数）及び第33条（員数）を以下のとおり変更する。

#### 《現行定款》

第20条 本会社に取締役15名以内を置く。

第33条 本会社に監査役5名以内を置く。

#### 《定款変更案》

第20条 本会社に取締役8名以内を置き、うち複数名は女性とする。

第33条 本会社に監査役4名以内を置き、うち複数名は女性とする。

2 本会社の取締役を経験した者は、監査役には就任できない。

（下線は変更部分、下波線は新設部分を示している。）

### ○提案理由

現在の11名の取締役はいまだに原発再稼働に固執している。しかし、このような硬直化した経営陣では、電力の自由化が目前に迫り、発送電分離が議論され、地域独占体制の根幹が揺らぎつつある現在の厳しい経営環境の変化に対応できない。いま必要なのは従業員の削減ではなく、取締役の削減である。監査役についても同様である。

さて、当社の取締役をはじめ執行役員や支配人のいずれにも女性が一人も登用されていない。これは、女性の積極的な登用や社会的地位向上を進める社会の流れに、明らかに逆行している。取締役や監査役から率先垂範して女性登用を図るべきである。

また、取締役経験者が監査役に選任されているため、結局は身内同士の馴れ合いの監査しか行えず、志賀原発で繰り返される事故トラブルやその他の不祥事を厳正に監査しない状況が続いている。

### ○取締役会の意見

**取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。**

当社はこれまで、株主総会において取締役の員数枠削減を決議いただいております。取締役会の審議の充実・活性化を図っております。

現在、当社を取り巻く経営環境は、志賀原子力発電所の再稼働時期が依然見通せず、電力の需給、事業の収支とも大変厳しい状況にあります。さらに、目前に迫る電力システム改革に対しても、着実かつ適切に対応できるよう重点的に取り組む必要があります。

また、コーポレートガバナンス強化の観点から、取締役の職務の執行を監査する監査役の重要性は一層増しております。

以上のことから、取締役および監査役は相応の人数が必要であり、現在の員数枠を変更する必要はないと考えております。

あわせて、取締役および監査役について、各々に求められる経験や識見などを有する候補者を株主総会にご提案させていただいております。

## 第8号議案 定款一部変更の件（5）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第9章 役員報酬等の個別開示

第47条 本会社の個々の取締役及び監査役、相談役、顧問等の報酬、賞与その他の業務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は、遅滞なく公表する。

### ○提案理由

株主は取締役に会社の経営を委任しており、取締役の重い責任とその報酬が見合っているか、個別に判断する必要がある。報酬額は明確な基準のもとに決定されているはずで、取締役会には基準の根拠を説明し、その額が適当かどうかの判断材料を株主に提示する責務がある。監査役についても、同様である。

昨年度の定時株主総会招集ご通知には、取締役及び監査役に対する報酬等は「取締役14名（退任含む）386百万円、監査役6名（退任含む）71百万円」と総額のみ記載されており、個別の報酬額と職責の適否の判断は不可能である。

これまでの隠べい体質を改めて積極的に情報公開に取り組む姿勢を示めすためにも、役員報酬は個別開示するべきであり、情報の開示は企業イメージの向上にもつながる。

また、相談役や顧問に対する報酬についても同様に個別開示するのは当然である。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

取締役および監査役の報酬限度額につきましては、それぞれ株主総会において決議いただいております。その範囲内で取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により、各人の報酬額を決定しております。

取締役賞与につきましては、各事業年度の業績等を勘案し、支給の都度、株主総会で総額を決議いただき、取締役会で各人の賞与額を決定しております。

取締役会としては、法令に基づき、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬等の総額を事業報告において開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的にも採用されております。

また、相談役および顧問等は当社業務上必要に応じて委嘱しており、報酬等は委嘱内容に応じて適正な金額を決定しております。

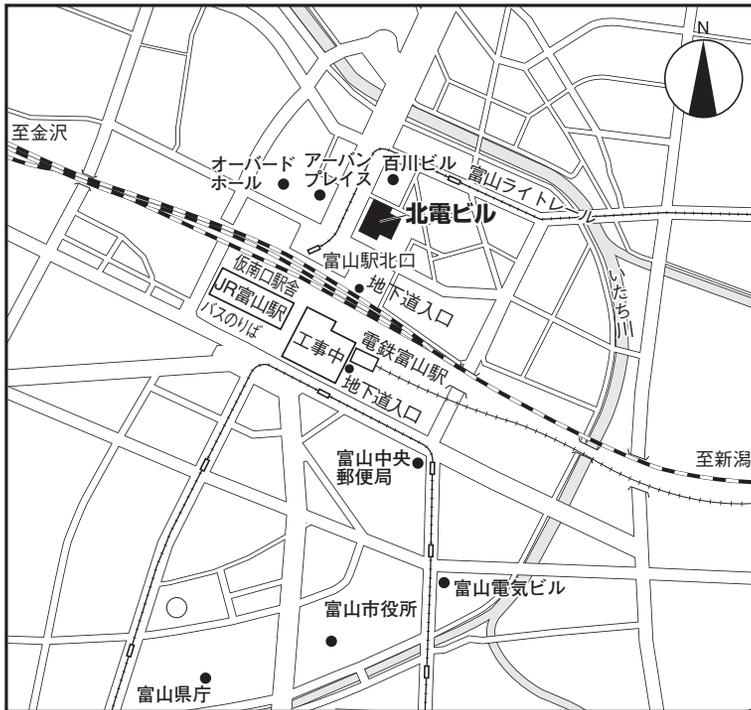
なお、各人の報酬額についてはプライバシー保護の観点等から開示しておりません。

以 上

# 株主総会会場ご案内

会 場 富山市牛島町15番1号

北電ビル 2階大ホール



○JR富山駅北口から徒歩で約1分です。

(駅の南口からは、東側約300メートル付近に、北電ビル前へ通じる地下道があります。)

○会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。